

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 11 日現在

機関番号：13701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2016

課題番号：24730077

研究課題名(和文)夫婦の非対称性に配慮した離婚法のあり方に関する研究 - DV事案を素材として

研究課題名(英文) Inequality between Parties and Treatment of Children in Divorce Cases-Focusing on Problem of DV cases

研究代表者

立石 直子 (TATEISHI, Naoko)

岐阜大学・地域科学部・准教授

研究者番号：00369612

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：以下のような課題を見出した。
日本では協議離婚が圧倒的な割合を占めるという独特の法文化を持つ。したがって、家裁にかかる離婚事案は、当事者の紛争性が高いケースや、夫婦間の非対称性ゆえに弱者の側から協議を切り出せない、あるいは公正な離婚協議ができないために救済を求める事案であるといえる。それを前提に、離婚手続や離婚後の子の処遇にかかる紛争が検討されなくてはならない。家裁の関与する離婚にDVが多いことは明らかであり、当事者が非対称性を抱えるケースでは、離婚後の共同親権や面会の原則実施というルールが被害者の側の負担を増やし、それが子どもの養育環境に影響を与えるものであることについて認識する必要がある。

研究成果の概要(英文)：Japan possesses a unique legal culture in which divorce by agreement largely accounts for the bulk of divorces. In this context, cases brought to a court can be understood as those in which the help of the family court is required. The reason is that in the event of highly acrimonious cases and inequalities between parties, divorce by agreement cannot be reached in a fair manner, which means that a relatively weaker party is not in a position to effectively negotiate any agreement. Acknowledging the abovementioned information, it is clear that a conflict over children's treatment post-divorce must be examined. With regard to an imbalanced nature of the relationship between parties, social support for a relatively weaker party in divorce procedures is currently insufficient.

研究分野：家族法

キーワード：夫婦の非対称性 ドメスティック・バイオレンス 離婚後の子の処遇

1. 研究開始当初の背景

【本研究に関連する国内・国外の研究動向】

ア. 国内

DV 問題の総合的な研究書として、戒能民江『DV 防止とこれからの被害当事者支援』(ミネルヴァ書房、2006)や、小島妙子『ドメスティック・バイオレンスの法 アメリカ法と日本法の挑戦』(信山社、2002)などがあるが、いずれも離婚については問題点の指摘に留まる。

また、家族法と DV 問題を取り上げる研究として手嶋論文【1】があるが、民法の立法過程における DV の扱いが中心である。そのほか、判例研究として DV 事案を扱ったものもいくつか存在するが、DV 問題が提起する日本の離婚法の問題について正面から取り上げる研究はない。なお、水野論文は、夫婦の非対称性が離婚手続において弱者に苛酷な結果を導く点について指摘する【2】。本研究においても、水野論文の検証や評価が必要である。

【1】手嶋昭子「家族法と DV--離婚原因における配偶者暴力の評価」神戸女学院大学論集 57 巻(1), 147-162 頁, 2010

【2】水野紀子「家族法の弱者保護機能について」鈴木禄弥先生追悼・太田知行・荒川重勝・生熊長幸編『民事法学への挑戦と新たな構築』創文社、651 - 684 頁、2008

イ. 国外

DV やファミリー・バイオレンスへの対策に先進的な諸外国においては、DV が及ぼす被害者・子どもへの影響に関する研究が活発である。また、それらの成果をもとに DV 事案での離婚についても、暴力の防止法と家族法が連動することによって、調停プロセスのスキップや、監督下での面接交渉など、被害者や子どもに配慮した法制が見られる。これらはすべて、本研究を行う上で大きな示唆となる。

2. 研究の目的

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」)を原因とする離婚では、当事者が「被害者と加害者」の関係にある。このことは、離婚協議や手続において、一方は相手を支配する強い立場にあり、他方は暴力に怯える弱い立場にあることを意味する。すなわち、両者には明らかな「非対称性」が存在する。しかし、これまでの家族法研究では、離婚原因の一つとして DV を捉えるのみであり、DV の特性や夫婦の非対称性に留意した研究は十分とは言えない。そこで本研究では、DV を原因とする離婚事案における問題点を抽出し、当事者の非対称性に配慮した離婚法のあり方を追究することを目的とする。

3. 研究の方法

ア. DV 事案における離婚手続の検討

DV 事案の場合、「加害者と被害者」という夫婦の非対称性が、離婚調停の場と与える影響は少なくないと考えられる。とりわけ調停前置主義が採用されている日本では、関係者が DV の特性を理解する環境とともに、安全の確保や、身体的にも精神的にも力を削がれている被害者を支える仕組みが不可決である。これらの実態と課題について検討する。

イ. 比較法の見地から

オーストラリアでは 2006 年、離婚手続に調停前置が導入された。また、DV 問題への対策としても先進的な法制を持つ。そのような国において、離婚法では DV 事案をどう扱っているのか、連邦家族法ならびに各州の family violence 防止法について調べる。

ウ. 判例にみる暴力の評価

離婚手続において、裁判所は、DV の「暴力加害」をどのように評価しているのか。これ

について研究を行う。とくに、ジェンダー法学の観点から批判が高い「青い鳥判決」（平成3年9月20日名古屋地方裁判所岡崎支部判決）以降、DV問題の社会的認知とともに、裁判所の評価に変化があるのかどうか検討したい。また「DV加害」が離婚給付に与える影響についても検証する。

エ．子どもの処遇をめぐる問題

日本においては、昭和25年調査時より一貫して、親権を行う子のいる夫婦の離婚の割合が高い。その数は、昭和60年までは常に伸び傾向で、それ以降は、6割程度でとどまっている。最近の数字を見ても、その数は半数を超える。また、近年の統計において、家裁において、調停離婚が成立もしくは協議離婚の届出が決された事案において、未成年の子を処置すべき件数は約8割である。これは、裁判所の関与の下で離婚をする夫婦において、未成年の子のいる割合が協議離婚を含めた総数よりも高く、司法が関わる離婚事案で子の利益を適切に計る必要性があることを示している。

このような実態を踏まえ、離婚後の子の処遇をめぐる争いにおいて、裁判所の「親としての適格性」の判断に「DV加害」がどのような影響を及ぼしているのかを検証する。

4．研究成果

本課題に対し、以下のような課題を見出した。

⇒日本では協議離婚が圧倒的な割合を占めるという独特の法文化を持つ。したがって、家裁にかかる離婚事案は、当事者の紛争性が高いケースや、夫婦間の非対称性ゆえに弱者の側から協議を切り出せない、あるいは公正な離婚協議ができないために救済を求める事案であるといえる。それを前提に、離婚手続や離婚後の子の処遇にかかる紛争が検討

されなくてはならない。家裁の関与する離婚にDVが多いことは明らかであり、当事者が非対称性を抱えるケースでは、離婚後の共同親権や面会の原則実施というルールが被害者の側の負担を増やし、それが子どもの養育環境に影響を与えるものであることについて認識する必要がある。

また、DVを原因とする離婚に関する子の処遇について、以下のようなことを明らかにした。

⇒暴力があったのは夫婦間のみであっても、家庭におけるDVがもたらした子どもへの影響は大きく、それは父母の離婚後も継続するものであること。

⇒家裁では、配偶者からの暴力の主張があるケースでも、面会は認められているということ。DVは家庭という密室で起こっているため、暴力を立証するハードルが高い。加害者は暴力を過小評価する特性があり、「暴力を振るった」という認識が乏しいため、被害者の主張は一層通りにくい。

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

【論文】（計11件）

立石直子「婚姻前の氏を通称として使用する権利の現代的意味 東京地裁判決平成28年10月11日事件を素材として」『立命館法学』369=370号、421-438頁、2016

立石直子「ドメスティック・バイオレンスを原因とする離婚と子の処遇：被害者と子どものために必要な視点とは」『法と政治』67巻1号、383-406頁、2016

立石直子「家族法学におけるジェンダー視座の意味」法学セミナー737号（特集「ジェンダー法学入門」）、20-24頁、2016

立石直子「ジェンダー視座からみた法学教育の現状と課題」『法の科学』47号、60-68頁、2016

Naoko TATEISHI 'Domestic Violence in Japan: An Overview of the Issues in the Family Law' Yuki Katagiri 『Law and Policy on Domestic Violence in Japan: Realities and Problems』p134-145、小樽大学出版会、2016

⑥立石直子「DVを原因とする離婚の問題に関する一考察」法律時報86巻9号、78-82頁、2014

立石直子「家族法をめぐる司法の本領：違憲判断を支えた立法事実の変化を読む」法と民主主義491号、60-63頁、2014

立石直子「ドメスティック・バイオレンス事例への対応」法律時報85巻4号（「小特集 離婚後の面会交流」）59-61頁、2013

立石直子「DV事案における離婚と子の処遇 - 被害者と子どものために必要な視点とは」法執行研究会編『日本のDV防止法に欠けているもの 国際比較と法分野協働の視点から』173-192頁、商事法務、2013

立石直子「オーストラリアにおける family violence 問題への対策と課題 ヴィクトリア州の取組み、及び家族法の改正を素材として」法執行研究会編『日本のDV防止法に欠けているもの 国際比較と法分野協働の視点から』454-465頁、商事法務、2013

立石直子「家族生活における人権保障の課題 DV問題にみる夫婦の非対称性と民法二条の可能性を考える」上田勝美・憲法研究所編『平和憲法と人権・民主主義』法律文化社、

150-163頁、2012

【学会発表】(計3件)

2012年5月、法社会学会ミニシンポ(京都女子大学)「法執行から見るDV防止法：異なる法分野における執行の連携と協働の可能性に向けて」(共同報告者：柿本佳美、宮園久枝、町村泰貴、松村歌子)

2014年8月、日本司法福祉学会第15回大会分科会「DV被害者支援における子どもの視点と家族支援のあり方」において、「離婚手続においてDV被害者と子どもが抱える問題」と題して報告。

2016年12月、ジェンダー法学会第14回大会(立命館大学)ワークショップ「『変わる家族』に家族法は対応できているか - 離婚後に生じる問題を中心に」において、「DV事案における離婚当事者の非対称性 離婚法の当事者像を考える」と題して報告。

【図書】(計1件)

小川富之・高橋睦子・立石直子 編著『離別後の親子関係を問い直す』法律文化社、2016

【執筆箇所】立石直子「離婚当事者の非対称性と子の処遇」78-86頁、高橋睦子・立石直子監訳「オーストラリアの家族法をめぐる近年の動向」163-196頁。

6. 研究組織

(1)研究代表者

立石 直子 (TATEISHI, Naoko)
岐阜大学地域科学部・准教授
研究者番号：00369612